

笠松町
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成29年1月一部改正

目次

はじめに	1
I 流行規模及び被害の想定等	3
II 対策の基本方針	4
1 新型インフルエンザ等対策の目的	4
2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点	7
4 対策推進のための役割分担	8
5 行動計画の主要6項目	11
6 発生段階	21
III 各段階における対策	22
0 未発生期	23
1 県・町内未発生期	28
2 県・町内発生早期	32
3 県・町内感染期	37
4 小康期	43
別添	
(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	46
用語解説	49
策定委員	53

はじめに

1 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは大きく異なる新型のウイルスが人に感染して起こる病気で、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、発生した場合には、国家の危機管理として対応しなければならない。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画の作成

（1）国の取り組み

国は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関等の事業者等の責務や、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を定め、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図っている。

（2）岐阜県の取り組み

県は、特措法に基づき、平成25年10月「岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定し、県、市町村、医療機関、事業者、個人のそれぞれが対策の基本的方針や役割等を共通に理解し、一体となって展開していくため必要な事項を定めた。

（3）笠松町の取り組み

町においては、平成21年4月に国計画及び県計画を踏まえ、町が実施する具体的対策である「笠松町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し新型インフルエンザ発生による被害を最小限にし、町民生活の安全・安心の確保を図ることとしてきたが、今回、特措法の施行に伴う政府・県行動計画の改定をふまえて、この計画を見直すものである。

内容としては、新型インフルエンザ等の発生を可能な限り防止し、発生初期の段階でできる限り封じ込めを行うとともに、流行時に感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限にとどめること、また長期間にわたる災害となることから、この災害に対し迅速かつ的確に対応するため、国及び岐阜県の行動計画を踏まえ、本町として各段階に応じた行動計画を確立するものとする。

なお、いまだ発生していない新型インフルエンザを想定し、その後の展開も未経験のものであることから、当然、予想と異なる展開も考えられるため、本行動計画は必要に応じて修正を加えるものとする。

3. 計画の位置付け

(1) 法的根拠

特措法第8条に基づき、町における新型インフルエンザ等の基本的方針や措置等を示すもので、政府行動計画及び県行動計画に基づき町行動計画を策定する。

(2) 計画に定める事項

特措法第8条に規定されている次の事項を町行動計画に盛り込むものとする。

- 町における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- 新型インフルエンザ等に関する情報の適切な方法による提供
- 予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- 町民の生活環境の保全・町民の生活及び地域経済の安定に関する事項
- 実施体制に関する事項
- 関係機関との連携に関する事項

I 流行規模及び被害の想定等

国の行動計画を基に、米国疾病予防センターにより示された推計モデルを本町に適用して流行規模の想定を行い、町人口の25%が罹患し、流行が8週間続くという仮定で試算すると次のような発生状況が予測される。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、この規模を超える事態となり得ることも念頭に置くことも重要である。

表1 流行規模及び被害想定

		町内	県内	国内
患者数（人口の25%）		約5,700人	約52万人	約3,200万人
受診者（人口の約1～2割）		約2,200人 ～約4,500人	約20万人 ～約40万人	約1300万人 ～約2,500万人
中程度 ※1 （致命率0.53%）	入院患者 （1日あたり最大）	約90人 （約20人）	約8,600人 （約1,600人）	約53万人 （約10.1万人）
	死亡者数	約30人	約2,800人	約17万人
重度 ※2 （致命率2.0%）	入院患者 （1日あたり最大）	約360人 （約70人）	約32,500人 （約6,500人）	約200万人 （約39.9万人）
	死亡者数	約110人	約10,400人	約64万人
従業員の欠勤率の想定		最大40%程度		

町の被害想定は平成22年国勢調査人口 笠松町 22,809人を基に試算

※1：アジアインフルエンザ並み

※2：スペインインフルエンザ並み

II 対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的

II 対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内ひいては町内への侵入を避けることはできないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的に、国民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにする。

- ・地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

町では、最近の科学的知見を注視しながら、町の地理的条件、交通機関等の社会状況、医療体制、町民の受診行動の特性等を考慮しつつ、国や県の対策と密接に連動し、各種対策を行う。

新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の事項を基本とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策については、Ⅲ各段階における対策において、発生段階毎に記載する。）

（1）発生前の段階

発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチン接種体制の整備、町民に対する啓発や事業所による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

また、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策では、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

（2）世界で発生が確認された段階

世界で新型インフルエンザ等の発生が確認された段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

（3）県・町内で発生が確認された段階

県内で患者が確認された当初の段階では、県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じ、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等に協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

II 対策の基本方針

2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

なお、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

(4) 県・町内で感染が拡大した段階

県内で感染が拡大した段階では、国、県、町、事業者等は相互に連携して、医療の確保、町民の生活や経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

なお、社会の緊張により、予期しない事態が生じることも考えられるため、県と協議の上、社会の状況に応じて臨機応変に対処し、現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

(5) 町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合の新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画、町行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。県が行う医療関係者への医療等の実施の要請等(特措法第31条)、不要不急の外出の自粛要請、学校、社会福祉施設、興行場等の使用制限の要請等(特措法第45条)、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用(特措法第49条)、緊急物資の運送等(特措法第54条)、特定物資の売渡しの要請(特措法第55条)等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする(特措法第5条)。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

笠松町新型インフルエンザ等対策本部(特措法第34条。以下「町対策本部」という。)は、政府対策本部(特措法第15条)及び岐阜県新型インフルエンザ等対策本部(特措法第22条)と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長は、特に必要がある場合には、岐阜県対策本部長に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する(特措法第36条第2項)。

(4) 記録の作成・保存

町対策本部は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

II 対策の基本方針

4 対策推進のための役割分担

4 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定（地方）公共機関」という。）が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第3条第1項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第3条第3項）。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し（特措法第18条第1項）、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条第4項）。

(2-1) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、新型インフルエンザ等の発生前は、「岐阜県新型インフルエンザ等対策推進会議」を開催するなど、全庁的な取組を推進するとともに、各部局では県行動計画や各省庁が定める具体的な対応を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生した場合における所管事務の具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、直ちに県対策本部を設置し、政府対策本部が示す基本的対処方針に基づき、全庁一体となった対策を強力に推進する。

また、平時から市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

(2-2) 町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

（３）医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や、必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

（４）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する（特措法第3条第5項）。

- ・指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。
- ・指定地方公共機関：都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの

（５）登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は、県民の生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

II 対策の基本方針

4 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第4条第3項）。

（6）一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

（7）町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

5 行動計画の主要6項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的（「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」「町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」）を達成するための対策について、以下の6項目に分けて立案している。

（1）実施体制

（2）情報収集・提供・共有

（3）予防・まん延防止

（4）予防接種

（5）医療

（6）町民の生活及び経済の安定の確保

なお、各項目毎の対策については、発生段階毎に記述するが横断的な留意点等については、以下のとおりとする。

（1）実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、町全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、危機管理部門（総務課）と公衆衛生部門（健康介護課）が中心となり、庁内一体となる取組が求められる。

①笠松町新型インフルエンザ等対策本部の設置

新型インフルエンザ等による健康危機が発生し、政府対策本部長が特措法に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」をした場合、町は直ちに笠松町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年度4月3日条例第8号。以下「条例」という。）に基づく対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、必要な措置を行う。

②笠松町新型インフルエンザ等対策推進会議

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え「笠松町新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、関係各課が連携・協力し新型インフルエンザ等の感染拡大を予防するために、必要な対策を推進するための具体的な方策を検討していく。

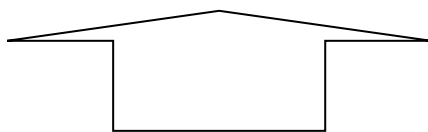
①笠松町新型インフルエンザ等対策本部

本部長：町長

副本部長：副町長

本部長：羽島郡二町教育委員会の教育長、羽島郡広域連合消防長
各部の部長、会計管理者、議会事務局長、町長が指名した者

- 役割：
- ・情報収集の強化
 - ・帰国者・接触者相談センター等の情報提供
 - ・感染拡大の防止
 - ・予防接種の実施
 - ・相談窓口の拡充
 - ・予防対策励行の啓発強化
 - ・パンデミックに備えた全庁的な体制の再構築
 - ・不要不急の集会等の自粛要請
 - ・学校、保育所等への休業要請
 - ・保健所、医療機関との連携強化
 - ・対策の評価



政府対策本部長が緊急事態宣言をした場合は上記対策本部
(任意で設置する場合もある)

②笠松町新型インフルエンザ等対策推進会議

会長：住民福祉部長

副会長：総務部長

委員：企画環境経済部長、建設水道部長、教育文化部長
会計管理者、議会事務局長、総務課長、企画課長、
環境経済課長、健康介護課長

事務局：健康介護課

- 役割：
- ・情報収集
 - ・予防対策の普及啓発
 - ・予防周知の徹底
 - ・相談窓口の設置
 - ・予防接種による体制の構築等

なお、左記の組織は、笠松町地域防災計画における同災害対策本部などの既存の危機管理体制に準ずるものとし、全庁一体的なものと位置づけする。

(2) 情報収集・提供・共有

①情報収集・サーベイランス

町は、一般社団法人岐阜県医師会（以下「県医師会」という。）と県が連携し運用している「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」等のサーベイランスにより得られるインフルエンザに関する情報の他、WHOなどの国際機関や国内外の専門家が発するインフルエンザに関する様々な情報等を収集・分析し、効果的な対策を早期に実施する。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国がWHO等の国際機関と連携し構築するサーベイランス体制に基づき実施される。

②情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、それぞれの間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

③情報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、町ホームページ、データ放送、町広報紙、防災行政無線、緊急時情報伝達システム（あんしんかさまつメール）等複数の媒体・機関を活用し、わかりやすく、迅速に情報提供する。その際、情報が届きにくい人（外国人、障がい者等）にも配慮する。

県内の流行状況については、平時から県医師会の「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」により、最新の流行状況を発信されており、当該システムを町民に周知し、新型インフルエンザ発生時には、町民それぞれが、流行状況を把握し、自らが感染予防を行えるようにする。

④発生前における町民等への情報提供

II 対策の基本方針

5 行動計画の主要6項目

発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、町民、学校、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通じ、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらう上で必要である。

⑤発生時における町民等への情報提供及び共有

発生時には、発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、対策の決定のプロセスや、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら情報提供する。

町民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

町民に発信するメッセージについては、患者やその家族等の人権には十分に配慮し、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝えることが重要である。

町民からの問い合わせについては、相談窓口を設置し、対応する。また、町民や現場で必要とする情報を把握し、県へ報告するとともに、県の情報発信に反映していく。

対策の最前線を担う町は、県、医療機関、医薬品卸売業者等とは、インターネット等を活用し、できる限り迅速に情報共有を行う。

⑥情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、対策本部が情報を集約・共有する体制を構築する。

(3) 予防・まん延防止

①予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可

能な範囲内に収めることである。

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、対策が個人の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定、実施している対策の縮小、中止を行う。

②主なまん延防止対策

個人対策については、未発生期からマスク着用、咳エチケット、手洗い、人ごみを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る。また、県内における発生の初期の段階では、県が行う新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染防止策（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置に協力を行う。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が実施する不要不急の外出自粛要請（特措法第45条第1項）等に協力をする。

地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請（特措法第45条第2項）等に協力する。

（４）予防接種

（ア）ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制を対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策における予防接種については、「特定接種」（医療の提供や国民生活及び国民経済の安定等の業務に従事する者に対する接種。特措法第28条）と「住民接種」（一般町民に対する接種。特措法第46条又は予防接種法第6条第3項）が予定されている。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

II 対策の基本方針

5 行動計画の主要6項目

町は、住民接種の実施主体として、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て、原則として、町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(イ) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる。

1) 対象者

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりとする。

- 1 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 2 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- 3 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

2) 接種順位

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえ、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならぬため、総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

- 1 医療関係者
- 2 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- 3 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- 4 それ以外の事業者

3) 接種体制（実施主体）

- 1 国家公務員については、国
- 2 地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又市町村町においては、町職員について原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ること

が求められる。

(ウ) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

1) 特定接種対象者以外の接種対象者の分類

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とし、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ政府対策本部にて決定する。

- 1 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- 2 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- 3 成人・若年者
- 4 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

2) 接種順位

新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

- 1 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
 - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
 - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

II 対策の基本方針

5 行動計画の主要6項目

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

3) 住民接種の接種体制

町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(エ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性やその際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定した結果を受け、実施する。

(5) 医療

県の対策により、町は県等の要請に応じその対策に適宜協力する。

[医療に対する県の対策] (岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画)

(ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、各医療機関の役割分担を決め、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共

機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

(イ) 発生前における医療体制の整備

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県医師会・地域医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。特に、患者が急増した場合には、限られた医療資源を有効に活用するための診療所、病院、保健所の役割分担等について、各者と連携し体制を確立しておく必要がある。なお、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

また、あらかじめ帰国者・接触者外来（発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来）を設置する医療機関等のリストを作成し設置の準備を行うとともに、帰国者・接触者相談センター（発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来の紹介をするための相談センター）の設置の準備を進める。

二次医療圏等の圏域単位では、保健所が中心となり、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を開催するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

(ウ) 発生時における医療体制の維持・確保

県内での発生早期には、原則として、感染症法（第19条）に基づき、新型インフルエンザ等患者を感染症指定医療機関等に入院させる。また、発生の早期の段階では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、厚生労働省等から発出される、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

海外発生期以降は、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。

また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。

新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等の院内での感染防止に努める。また、医療従事者（救急隊員等で業務上患者やその検体と直接接触する可能性がある者を含む。以下同

II 対策の基本方針

5 行動計画の主要6項目

じ。)は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、国の見解に従いワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも多くの患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は感染症指定医療機関以外を含む医療機関への入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療提供体制の確保を図ることとする。その際、必要に応じ、臨時の医療施設（医療法施行規則第10条、特措法第48条第1項）等に患者を入院・入所させる。

(エ) 医療関係者に対する要請・指示

県は、医療機関への通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合で、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、政令で定める医療関係者*に対し、医療を行うよう要請等を行う（特措法第31条）。

*医療関係者：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、救急救命士、歯科衛生士。

(オ) 抗インフルエンザウイルス薬等

抗インフルエンザウイルス薬については、国が示す計画に従い、国、県、流通備蓄合わせて県民の45%に相当する量を目標として備蓄する。発生時には、医師会、医薬品卸売業者等と連携して抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を把握し、必要に応じ流通調整、備蓄抗インフルエンザウイルス薬の放出等を行う。

(6) 町民の生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民がかり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われており、県民の生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民の生活及び経済への影響が最小限となるよう、県をはじめ国、市町村、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要である。

具体的には、要援護者への生活支援、家庭内での感染対策、食料品・生活必需品の備蓄、埋火葬の円滑な実施について必要な対策を講じる。

6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

しかし、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県内における発生段階を別に定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断するとしている。

町としては、町行動計画で定められた対策を県が定める5つの発生段階に合わせ実施し、各段階の移行については県と協議して実施する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということが留意が必要である。

発生段階

流行状態	発生段階
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	県・町内未発生期
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが岐阜県では発生していない状態	
岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県・町内発生早期
岐阜県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県・町内感染期
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期

Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目（実施体制、サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、予防・まん延防止、医療、町民の生活及び経済の安定の確保）の個別の対策を記載する。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、県行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、常に対策の必要性を評価し、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており（特措法18条第1項）、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

0 未発生期**【状態】**

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

【目的】

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国、県との連携の下に発生の早期確認に努める。

【対策の考え方】

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

0-① 実施体制**【行動計画の作成、体制の整備と連携強化】**

- ・ 町は特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ必要に応じ町の行動計画を見直す。また業務継続計画を作成する。（健康介護課、総務課、関係各課）
- ・ 発生に備えた情報共有、事前対策を進めるため、町対策推進会議を開催する。（健康介護課、総務課、関係各課）
- ・ 町は、国、県、関係団体等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換や連携体制の確認、訓練を実施する。（健康介護課、総務課、関係各課）

0-② 情報収集・提供・共有**【情報収集】**

- ・ 新型インフルエンザ等の対策、鳥インフルエンザ及び新たな感染症の発生動向等に関する国内外の情報を収集する。（健康介護課、環境経済課、総務課）

▶ 情報源

- ✓ 各省庁
- ✓ 国際機関（WHO、国際獣疫事務局(OIE)、国連食糧農業機関(FAO)) 等
- ✓ 在外公館

Ⅲ 各段階における対策

0 未発生期

- ✓ 国立感染症研究所：WHOインフルエンザコラボレーティングセンター
- ✓ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
- ✓ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ✓ 地方公共団体
- ✓ 検疫所

【受診患者数の把握】

- ・県内のインフルエンザ受診患者の状況について岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより把握する。（健康介護課）

【学校サーベイランス】

- ・学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者及び臨時休業（学級・学年閉鎖、休校等）の情報を迅速に収集、集計し、地域のインフルエンザの流行状況を把握する。（健康介護課、福祉子ども課、教育文化課、羽島郡二町教育委員会）

【継続的な情報提供】

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種広報等の媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。その際、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝える。（健康介護課）
- ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。（健康介護課）
- ・岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより受診患者数、学校の休業状況等の最新の流行状況が発信されることを町民に周知する。（健康介護課、教育文化課、羽島郡二町教育委員会）

【体制整備】

- ・新型インフルエンザ等発生時のコミュニケーションの体制整備として以下を行う。
 - ▶発生状況に応じた町民への情報提供の内容や、媒体（町ホームページ、広報紙、防災行政無線、緊急時情報伝達システム（あんしんかさまつメール）を活用）、情報の届きにくい人（外国人、障がい者等）への情報提供の方法等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。（関係各課）

- ▶ 新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるための相談窓口を設置する準備を進める。（健康介護課）
- ▶ 対策の最前線を担う町は、県、医療機関、医薬品卸売業者等とは、インターネット等を活用し、できる限り迅速に情報共有を行う。（関係各課）

0-③ 予防・まん延防止

【対策実施のための準備】

（個人レベルでの対策の普及）

- ・ マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡して指示を仰ぎ、感染を広げないよう不要の外出を控えること、マスク着用・咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図る。（健康介護課）
- ・ 県が行う新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請（特措法第45条第1項）等の感染対策についての理解促進を図る。（健康介護課）

（地域・社会レベルでの対策の周知）

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、職場等における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策についての理解促進を図る。（健康介護課、関係各課）
- ・ 県が行う新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用又は催物の開催の制限の要請（特措法第45条第2項）等の対策について周知・準備を行う。（健康介護課、関係各課）

0-④ 予防接種

【ワクチンの供給体制】

- ・ 国が構築するワクチン流通体制を基に、県が行う羽島郡医師会、医薬品卸売業者等との協議・調整に協力し、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。（健康介護課）

【特定接種の基準に該当する事業者の登録】

- ・ 国が定める登録実施要領に沿って、国が行う事業者に対する登録作業に係る周知、事業者の登録申請の受付等に協力する。（健康介護課、関係各課）
- ・ 特定接種対象者となる職員をあらかじめ把握するとともに、職員への接種体制を構築する。（健康介護課、総務課、関係各課）

Ⅲ 各段階における対策

0 未発生期

【住民接種】

- ・特措法第46条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第6条第3項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種を速やかに行うため、羽島郡医師会、事業者、学校関係者等と協力し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行うこととし、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。（健康介護課）
- ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本町以外の市町村における接種を可能にするよう努める。（健康介護課）

【情報提供】

- ・新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民への理解促進を図る。（健康介護課）

0-⑤ 医療

【地域医療体制の整備】

- ・二次医療圏を単位とし、保健所が中心となり、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。（健康介護課、総務課）

【県内感染期に備えた医療の確保】

- ・県が行う臨時の医療機関（特措法第48条）等で医療を提供することについての検討に協力する。（健康介護課）
- ・県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に依頼するとともに、必要な支援を行う。（羽島郡広域連合消防本部）

0-⑥ 町民の生活及び経済の安定の確保

【要援護者への生活支援】

- ・県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。（健康介護課、福祉子ども課）

【火葬能力等の把握】

- ・ 県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（環境経済課、健康介護課、関係各課）

【物資及び資材の備蓄等】

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他物資及び資材を備蓄、整備、点検する（特措法第10条）。（関係各課）

Ⅲ 各段階における対策

1 県・町内未発期

1 県・町内未発期 (国：海外発生期～国内発生早期)

【状態】

- ・海外又は他県で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・発生源・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

【目的】

- 1) 国の水際対策との連携により、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、国、県等と連携し、海外・県外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 県内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県・町内発生に備え、県・町内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。
- 5) 県が行う医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立に協力し、町民の生活及び経済の安定のための準備、特定接種の実施、住民への予防接種の準備及び実施等、県・町内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1-① 実施体制

【体制強化と対処方針等の決定】

- ・海外又は国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、速やかに町対策推進会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処方針に基づき、対応等について協議・決定する。(健康介護課、総務課、関係各課)
- ・海外又は国内において新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部(特措法第15条第1項)及び県対策本部を設置した場合には、町対策本部を設置し、国の基本的処方針

に基づき、対処方法について協議・決定する。(健康介護課、総務課、関係各課)

*政府対策本部が設置されるまでの流れは以下のとおり。

【政府行動計画（抜粋）】

②WHOが新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した場合には、厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表する（感染症法第44条の2第1項、第44条の6第1項）とともに内閣総理大臣に報告する（特措法第14条）。（厚生労働省）

③②の報告があった時は、り患した場合の病状の程度季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置場所及び期間を国会に報告するとともに、公表する（特措法第15条第1項、第2項、第16条）。

1-② 情報収集・提供・共有

【情報収集】

・引き続き、新型インフルエンザ等の対策、鳥インフルエンザ及び新たな感染症の発生动向等に関する県内外の情報を収集する。(健康介護課、環境経済課、総務課)

【受診患者数の把握】

・引き続き、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムによりインフルエンザ受診患者数の状況を把握する。(健康介護課)

【学校サーベイランスの強化】

・引き続き、学校欠席者情報収集システムにより欠席者及び臨時休業の状況を把握する。(健康介護課、福祉子ども課、教育文化課、羽島郡二町教育委員会)

【情報提供】

・町民に対して、現在の対策、町内発生した場合に必要な対策等を、町ホームページ、広報紙、行政無線、緊急時情報伝達システム（あんしんかさまつメール）等のマスメディアの活用を基本としつつ、詳細に分かりやすく、情報の届きにくい人（外国人、障がい者等）にも配慮しながら、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。(関係各課)

・岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより受診患者数、学校の休業状況等の最新の流行状況が発信されることを町民に周知する。(健康介護課、教育文化課、羽島郡二町教育委員会)

Ⅲ 各段階における対策

1 県・町内未発生期

【相談窓口の設置】

- ・国から提供されるQ&A等を活用し、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、町民からの一般的な健康相談に対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。
(健康介護課)
- ・町民から相談窓口等に寄せられた問い合わせを集約し、必要に応じて県等に報告するとともに、町民が必要とする情報を把握して次の情報提供に反映する。(健康介護課)

【情報共有】

- ・県、指定（地方）公共機関、関係団体と、インターネット等を活用し、適時適切な情報共有を図る。(関係各課)

1-③ 予防・まん延防止

【個人レベルでの対策】

- ・マスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等基本的な感染予防策の徹底を強化し、啓発する。(関係各課)

【渡航に関する注意喚起等】

- ・外務省が新型インフルエンザ等に関する感染症危険情報を発出し、渡航の延期を勧告した場合、町住民課において、海外への渡航予定者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や、個人がとるべき対応及び渡航延期勧告に関する情報提供及び注意喚起を行う。(住民課)

1-④ 予防接種

【ワクチンの供給】

- ・県等と協議・調整を行い、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。
(健康介護課)

【特定接種】

- ・国が特定接種を実施することを決定した場合、接種対象者となる職員に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康介護課、総務課、関係各課)

【住民接種】

- ・特措法第46条（緊急事態宣言がされた場合又は予防接種法第6条第3項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種の準備を行う。(健康介護課)
- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の情報を基に、県等関係者の協力を得て接種を開始する。接種の実施に当たり、福祉健康センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保

し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。（健康介護課）

【情報提供】

- ・ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、県等と連携して積極的に情報提供を行う。（健康介護課）

1-⑤ 医療

【帰国者・接触者相談センター】

- ・岐阜保健所に帰国者・接触者相談センターが設置された場合、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。（健康介護課）

【診療体制の確保】

- ・県と連携し、帰国者・接触者外来や中核病院の負担が過重とならないために、帰国者・接触者外来での受診対象とならない者に係るかかりつけ医や最寄りの診療所への受診の勧奨、治癒証明の一時中止等の診療体制の確保について、関係機関と方針を協議する。（健康介護課）

【病床確保等の検討】

- ・県等と協議し、臨時の医療施設で医療を提供する必要があると予測する場合には、当該施設を確保する。（健康介護課）

1-⑥ 町民の生活及び経済の安定の確保

【事業者の対応】

- ・事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を行うよう依頼する。（関係各課）

【遺体の火葬・安置】

- ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（健康介護課、環境経済課）

【生活相談窓口の設置】

- ・状況に応じ生活相談窓口を設置する。（福祉子ども課、環境経済課、総務課、関係各課）

Ⅲ 各段階における対策

2 県・町内発生早期

2 県・町内発生早期（国：国内発生早期～国内感染期）

【状態】

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

【目的】

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 1) 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国・県と連携し、海外・国内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、町民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

2-① 実施体制

【基本的対処方針等の決定】

- ・町対策本部を設置し、国の基本的対処方針に基づき、対処方針についての協議・決定する。（健康介護課、総務課）
- ・業務継続計画により業務を遂行し、町民への行政サービスの低下を最小限とする。（総務課、関係各課）

2-② 情報収集・提供・共有**【情報収集】**

- ・引き続き、海外、他県での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、情報を収集する。（健康介護課）

【受診患者数の把握】

- ・引き続き、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムによりインフルエンザ受診患者数の状況を把握する。（健康介護課）

【学校サーベイランスの強化】

- ・引き続き、学校欠席者情報収集システムにより欠席者及び臨時休業の状況を把握する。（健康介護課、福祉子ども課、教育文化課、羽島郡二町教育委員会）

【情報提供】

- ・町民に対して、現在の対策、町内発生した場合に必要な対策等を、町ホームページ、データ放送、町広報紙、防災行政無線、緊急時情報伝達システム（あんしんかさまつメール）等のマスメディアの活用を基本としつつ、詳細に分かりやすく、情報の届きにくい人（外国人、障がい者等）にも配慮しながら、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。（関係各課）
- ・町民の発生状況を公表する際には、患者の個人が特定されないように配慮するとともに、新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があることを伝え、風評被害等が生じないよう冷静な対応を町民に呼びかける。（健康介護課）
- ・町民一人ひとりが、取るべき行動を理解しやすいよう個人レベルでの感染対策や、患者となった際の対応等を周知する。（健康介護課）
- ・学校・幼稚園・保育所等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（健康介護課、福祉子ども課、教育文化課、羽島郡二町教育委員会）
- ・引き続き、町民からの相談窓口寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報も踏まえ、町民や関係機関が必要とする情報を把握し、県等へ報告するとともに、町民の不安解消のための情報提供に反映する。（健康介護課）
- ・引き続き、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより受診患者数、学校の休業状況等の最新の流行状況が発信されることを町民に周知する。（健康介護課、福祉子ども課、教育文化課、羽島郡二町教育委員会）

【相談窓口の設置】

- ・国から提供されるQ&A等を活用し、相談窓口等の体制を充実・強化する。（健康介護課）

【情報共有】

Ⅲ 各段階における対策

2 県・町内発生早期

- ・引き続き、県、指定（地方）公共機関、関係団体と、インターネット等を活用し、適時適切な情報共有を図る。（関係各課）

2-③ 予防・まん延防止

【個人・地域レベルでの対策強化】

- ・県と連携し、発生地域の住民や関係者に対して次の依頼を行う。
 - ▶町民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。（健康介護課、関係各課）
 - ▶事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（関係各課）
 - ▶ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に依頼する。（羽島郡二町教育委員会、教育文化課、福祉子ども課）
 - ▶公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう依頼する。（企画課、健康介護課）

【渡航に関する注意喚起等】

- ・引き続き、住民課窓口等において、海外への渡航予定者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や、個人がとるべき対応及び渡航延期勧告に関する情報提供及び注意喚起を行う。（住民課）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・特措法第32条第1項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、県が、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。

（外出自粛等の要請）

- ▶県が、町民に対し、特措法第45条第1項に基づき、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請することに適宜協力する。

（施設の使用制限等の要請等）

- ▶県が、学校、保育所等（特措法施行令第11条第1項第1号・第2号に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、施設の使用

用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行うことに適宜協力する。

▶県が、上記以外の施設に対し、特措法第24条第9項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うことに適宜協力する。

2-④ 予防接種

・県・町内未発生期からの対策を継続する。（健康介護課、総務課、関係各課）

2-⑤ 医療

【地域医療体制の整備】

・県からの要請に応じ、引き続き、各種体制等に適宜協力する。（健康介護課）

【帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター】

・引き続き、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、県が設置する帰国者・接触者相談センターにおける相談体制について周知する。（健康介護課）

【診療体制の確保】

・引き続き、県と連携し、帰国者・接触者外来や中核病院の負担が過重とならないために、帰国者・接触者外来での受診対象とならない者に係るかかりつけ医や、最寄りの診療所への受診の勧奨をする。（健康介護課）

【病床確保等の検討】

・引き続き、臨時の公共施設等で医療を提供する必要があると予測する場合には、県と協議し、当該施設を確保する。（健康介護課）

2-⑥ 町民の生活及び経済の安定の確保

【事業者の対応等】

・町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう依頼する。（関係各課）

【町民・事業者への呼びかけ】

・町民に対し、食料品、生活必需品等入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（環境経済課）

Ⅲ 各段階における対策

2 県・町内発生早期

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・町が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、県が、基本的対処方針に基づき必要に応じて行う措置に応じて、以下の対策を行う。

(水の安定供給)

- ▶水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（特措法第52条第2項）。（水道課）

(サービス水準に係る町民への呼びかけ)

- ▶事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、町民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（関係各課）

(生活関連物資等の価格の安定等)

- ▶県と協力し、生活関連物資等の価格の調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。（環境経済課、関係各課）

(生活相談窓口の設置)

- ▶必要に応じ、町民の生活相談窓口の充実を図る。（福祉子ども課、環境経済課、総務課、関係各課）

3 県・町内感染期（国：国内感染期）**【状態】**

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 町内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

【目的】

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 町民の生活及び経済への影響を最小限に抑える。

【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生の状況が異なり、実施すべき対策が異なる場合もあることから、必要な場合には地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、町民の生活・経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに接種する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

3-① 実施体制**【基本的対処方針等の決定】**

- ・ 県が、県内感染期に入ったことを宣言した時は、国の基本的対処方針に基づき、感染期における方針等を協議・改定する。（健康介護課、総務課、関係各課）

Ⅲ 各段階における対策

3 県・町内感染期

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・特措法第32条第1項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合で、当該区域の市町村が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、県による代行（特措法第38条）、他の市町村による応援（特措法第39条）の措置を活用する。（総務課、健康介護課、関係各課）

3-② 情報収集・提供・共有

【情報収集】

- ・引き続き、他県の新型インフルエンザ等の発生状況や有効な対策等に関する情報を収集する。（健康介護課、関係各課）

【受診患者数の把握】

- ・引き続き、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより、インフルエンザ受診患者数の状況を把握する。（健康介護課）

【学校サーベイランスの縮小】

- ・引き続き、学校欠席者情報収集システムにより欠席者及び臨時休業の状況を把握する。（健康介護課、福祉子ども課、教育文化課、羽島郡二町教育委員会）

【情報提供】

- ・引き続き、町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内の発生状況と具体的な対策等を、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内及び町内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。（健康介護課、関係各課）
- ・引き続き、町民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、県へ報告するとともに、情報提供に反映する。（健康介護課）
- ・引き続き、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより受診患者数、学校の休業状況等の最新の流行状況が発信されることについて、町民への周知を強化する。（健康介護課、福祉子ども課、教育文化課、羽島郡二町教育委員会）

【相談窓口の継続】

- ・国から提供されるQ&Aの改訂版を活用し、相談窓口設置を継続する。（健康介護課）

【情報共有】

- ・引き続き、県、指定（地方）公共機関、関係団体はインターネットを活用し、適時適切な情報共有を図る。（関係各課）

3-③ 予防・まん延防止

【個人・地域レベルでの対策強化】

- ・町民や関係者に対して引き続き、次の依頼を行う。
 - ▶町民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。（健康介護課、関係各課）
 - ▶事業者に対し、職場における感染対策の徹底を依頼する。（関係各課）
 - ▶ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に依頼する。（福祉子ども課、教育文化課、羽島郡二町教育委員会）
 - ▶公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう依頼する。（企画課、健康介護課）
- ・関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き依頼する。（健康介護課、福祉子ども課、関係各課）

【渡航に関する注意喚起等】

- ・国等の状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直す。（住民課）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・新型インフルエンザ等緊急事態措置がされている場合、県が基本的対処方針に基づき、必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を行う。（健康介護課、関係各課）

（外出自粛等の要請）

- ▶町民に対しては、県が特措法第45条第1項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや、基本的な感染対策の徹底を要請することに適宜協力する。

Ⅲ 各段階における対策

3 県・町内感染期

(施設の使用制限等の要請等)

- ▶ 県が学校、保育所等（特措法施行令第11条第1項第1号・第2号に定める施設に限る。）に対しては、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行うことに適宜協力する。
- ▶ 上記以外の施設に対しては、県が特措法第24条第9項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うことに適宜協力する。

3-④ 予防接種

- ・ 県・町内未発生期からの対策を継続する。（健康介護課、総務課、関係各課）

3-⑤ 医療

【地域医療体制の整備】

- ・ 県等からの要請に応じ、各種対策等に適宜協力する（健康介護課）

【帰国者・接触者外来、入院勧告の中止】

- ・ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院勧告を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことを周知する。（健康介護課）

【在宅患者への支援】

- ・ 在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師がファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行することについて、国が示す対応方針を周知する。（健康介護課）
- ・ 県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行うよう、依頼する。（健康介護課）

【臨時の医療施設の開設】

- ▶ 県が、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を開設し、医療を提供する際に、必要に応じ、開設に

協力する（特措法第48条第1項及び第2項）。

3-⑥ 町民の生活及び経済の安定の確保

【事業者の対応等】

- ・町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講ずるよう要請する。（関係各課）

【町民・事業者への呼びかけ】

- ・町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。（環境経済課）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。

（水の安定供給）（水道課）

- ▶県・町内発生早期の対策を継続する。（水道課）

（サービス水準に係る町民への呼びかけ）

- ▶県・町内発生早期の対策を継続する。（総務課、健康介護課、関係各課）

（生活関連物資等の価格の安定等）

- ▶県と連携し、生活関連物資等の価格の調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（環境経済課、関係各課）

（要援護者への生活支援）

- ▶県等と連携し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（健康介護課、福祉子ども課、関係各課）

（埋葬・火葬の特例等）

Ⅲ 各段階における対策

3 県・町内感染

- ▶火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。（環境経済課）
- ▶死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（環境経済課）

- ▶国が、特措法第56条第1項に基づき、町長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合、町はそれぞれに基づき手続きを行う。（環境経済課、住民課）

4 小康期

【状態】

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状況。

【目的】

- 1) 町民の生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

【対策の考え方】

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

4-① 実施体制

【体制・措置の縮小等】

- ・ 県等と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、県・町内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。（健康介護課、総務課、関係各課）

【対策本部の廃止】

- ・ 政府が緊急事態宣言を解除したときは、速やかに町対策本部を廃止する（特措法第37条）。（健康介護課、総務課、関係各課）

【対策の評価、見直し】

- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、業務計画、マニュアル等の見直しを行う。（健康介護課、総務課、関係各課）

4-② 情報収集・提供・共有

【情報収集】

- ・ 引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況や有効な対策等に関する必要な情報を収

Ⅲ 各段階における対策

4 小康期

集する。（健康介護課、関係各課）

【受診患者数の把握】

- ・引き続き、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより、インフルエンザ受診患者数の状況を把握する。（健康介護課）

【学校サーベイランスの再強化】

- ・県が再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握に協力する。（健康介護課、福祉子ども課、教育文化課、羽島郡二町教育委員会）

【情報提供】

- ・町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。（関係各課）
- ・町民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。（関係各課）

【相談窓口の縮小】

- ・状況を見ながら、相談窓口を縮小して差し支えない旨を周知する。（健康介護課）

【情報共有】

- ・第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を県、指定（地方）公共機関、関係団体と連携し、現場での状況を把握する。（関係各課）

4-③ 予防・まん延防止

【渡航に関する注意喚起等】

- ・国等の状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直す。（住民課）

4-④ 予防接種

【住民接種】

- ・流行の第二波に備え、特措法第46条（緊急事態宣言がされている場合）又は予防接種法第6条第3項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種を行う。（健康介護課）

4-⑤ 医療

【医療体制】

- ・ 県等の要請に応じ、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すよう要請する。（健康介護課）

4-⑥ 町民の生活及び経済の安定の確保

【町民・事業者への呼びかけ】

- ・ 引き続き、必要に応じ、町民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（環境経済課）

別添

(参考)

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策（岐阜県）

※これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

①実施体制

【国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応】

・国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、県は速やかに情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。（健康福祉部、関係部局）

【国との連携】

・県は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況について、国との情報交換を行う。（健康福祉部、農政部、環境生活部、総合企画部）

②サーベイランス・情報収集

【情報収集】

・県は、鳥インフルエンザの発生動向等に関する国内外の情報を収集する。（健康福祉部、農政部、環境生活部、総合企画部）

➤ 情報源

- ✓ 各省庁
- ✓ 国際機関（WHO、OIE、FAO等）
- ✓ 在外公館
- ✓ 国立感染症研究所：WHOインフルエンザコラボレーティングセンター
- ✓ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
- ✓ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ✓ 地方公共団体
- ✓ 検疫所

【鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス】

・県及び岐阜市は、鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。（健康福祉部）

③情報提供・共有

・県は、県内で鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、国及び発生市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。（健康福祉部）

・県は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国からの情報提供等に基づき、県民に対して情報提供を行う。（健康福祉部、関係部局）

④予防・まん延防止

【在外邦人への情報提供】

・県は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する本県出身の邦人に対し、国内の事業所又は学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起（養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等）を行う。（総合企画部、商工労働部、教育委員会、環境生活部）

【県内で鳥インフルエンザ感染者が発生した場合の人への感染対策】

（疫学調査、感染対策）

・県は、国に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。（健康福祉部）

・県及び岐阜市は、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）を実施するとともに、市町村に対し、死亡例が出た場合の対応（埋火葬・感染防止の徹底等）の実施を要請する。（健康福祉部）

・県警察本部は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。（警察本部）

・県及び岐阜市は、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）に対しては、外出自粛や出国自粛を要請する。（健康福祉部）

【家きん等への防疫対策】

・県は、鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、渡航者への注意喚起、県内の農場段階での衛生管理等を徹底する。

県及び県警察本部は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。

➤ 国の助言に基づき、防疫指針に即した都道府県の具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。（農政部）

➤ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、国に対し、自衛隊の部隊等による支援を要請する。（農政部、危機管理部門）

➤ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。（警察本部）

⑤医療

【県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合】

・県及び岐阜市は、医療機関に対し、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう要請する。（健康福祉部）

・県及び岐阜市は、保健環境研究所・衛生試験所において、患者のインフルエンザウイルスの亜型検査を実施するとともに、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。（健康福祉部）

・県及び岐阜市は、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、感染症法に基づき、入院その他の必要な措置を講ずる。（健康福祉部）

【海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合】

・県及び岐阜市は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、保健所に情報提供するよう医療機関等に周知する。

・県及び岐阜市は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。

用語解説

○インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感・筋肉痛などの症状を引き起こす。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症等と見分けることが難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳症等を引き起こす場合もあり、その臨床像は多様である。

インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間（潜伏期間）は、季節性のインフルエンザであれば1～5日である。インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさず、発症しないこともある（不顕性感染）。

インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で、感染した人に症状がなくても、他の人への感染がおこる可能性はある。

○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。

2009年（平成21年）4月の時点で、感染症法に基づき、厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等感染症の発生として公表し、以降、「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症法第6条第9項）

○岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム

県内のインフルエンザ及び小児感染症の患者発生状況、各学校の感染症による休業の情報について、Web上でデータ収集し、自動的に集計、公表を行う（一社）岐阜県医師会のサーベイランスシステム。

平成21年度より以前、インフルエンザ受診患者数の把握は、国が全国で行う感染症発生動向調査の一環として行われ、国が指定する定点医療機関（県内87医療機関）からの週に1回の報告で、公表まで約2週間を要し、感染拡大が早い新型インフルエンザの状況把握には限界があった。

岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムは、県内約300医療機関のインフルエンザ受診患者数、県内すべての学校の休業状況を毎日Web上で入力、毎日データが自動更新され、地図、グラフ等を用い、地域別の発生状況の詳細が県民に分かりやすく公表することが可能となった。

平成21年度の新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行のピーク時には、各地域において、医療機関や保健所等の関係者が流行状況を共有しながら、その状況に応じた医療体制を構築することができた。

平成22年度には、新型インフルエンザの発生状況の他に、B型のインフルエンザの流行も早期に探知することができ、医療機関における治療の一助となった。

小児感染症、学校閉鎖情報等を含め、県民が感染症の最新の流行状況を把握し、感染防止対策を行うために有用な情報発信を行っている。

※以下、アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

*特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

*第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○致命率（Case Fatality Rate）

ここでは、流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

○濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザの感染が疑われる者。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

笠松町新型インフルエンザ等対策行動計画 策定委員

(敬称略)

分野	氏名	役職等
医療関係者	伊藤 康	羽島郡医師会 理事
	中土 康代	岐阜保健所 健康増進課課長
地域の代表	岡田 悠子	笠松町商工会長
	奥田 英輔	町内会連合会長
学識経験者	近藤 栄美子	笠松小学校 校長
笠松町	片山 良彦	笠松町診療所管理者

笠松町新型インフルエンザ等対策行動計画

発行年月	平成29年1月
編集・発行	笠松町住民福祉部健康介護課 〒501-6063 岐阜県羽島郡笠松町長池408番地の1 電話 058-388-7171(代表) FAX 058-388-5955